

# 平成30年9月定例会

## 議案説明資料

## 予算に関する説明書

(平成30年度9月補正予算等関係)

## 福祉保健部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算 (第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 障がい福祉課 長寿社会課 青少年・家庭課 子ども発達支援課 健康政策課 医療政策課	1 2 3 5 6 7 8
	2 歳入歳出事項別明細書		25
	3 節の明細		31
	4 債務負担行為に関する調書	米子児童相談所 総合療育センター	33

【予算関係以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第12号	財産の処分(鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園)について	障がい福祉課	34
議案第13号	財産の処分(皆生尚寿苑)について	長寿社会課	38
議案第14号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立福祉人材研修センター)について	福祉保健課	41
議案第15号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国)について	子育て応援課	44

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(8) 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (平成30年9月4日専決)	障がい福祉課	48
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年9月7日専決)	福祉保健課	50

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
障がい福祉課	7,460,811	4,246	7,465,057				4,246	
長寿社会課	9,829,695	173,944	10,003,639			173,944		
青少年・家庭課	2,494,272	5,000	2,499,272	2,500			2,500	
子ども発達支援課	1,208,752	5,541	1,214,293		5,000		541	
健康政策課	1,366,648	2,634	1,369,282	317			2,317	
医療政策課	5,774,723	505,930	6,280,653	4,320		501,610		
部計	54,017,461	697,295	54,714,756	7,137	<3,800> 5,000	675,554	9,604	県費負担 13,404
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(新)鳥取県障がい者による文化芸術活動推進事業</li> <li>・(新)福祉相談センター屋外遊戯場移転整備事業</li> <li>・(新)受動喫煙防止対策推進事業</li> <li>・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業</li> </ul>								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7867)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県障がい者による文化芸術活動推進事業	0	4,246	4,246				4,246	
トータルコスト	0	4,246	4,246	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託契約業務、補助金等交付業務等				
工程表の政策目標(指標)	障がい者の芸術・文化活動の振興							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月13日に公布、施行された。法に基づき、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」を策定し、障がい者の文化芸術活動の拠点を整備するとともに、鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金の拡充や障がい者による文化芸術作品等の評価、販売、権利保護等を推進するための人材育成を図る。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者の文化芸術活動拠点の設置 (1,346千円)								
<p>「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を改組し、新たに障がい者の文化芸術活動の拠点として位置付け、文化芸術作品の評価等の専門的な知見を要するスタッフを配置するとともに、障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造する機会の拡大や普及啓発等の事業を実施する。</p>								
(2) 計画実行に係る取組 (2,900千円)								
ア 鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金の拡充 (2,600千円)								
<p>鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金の既存メニューの補助団体数を拡大するとともに、補助メニューを追加し、文化芸術の鑑賞機会の拡大や文化芸術等を通じた障がいのある人とない人の交流の促進を支援する。</p> <p>従来の文化芸術活動促進事業及び個展等開催事業(定額補助200千円)に加えて下記メニューを追加する。</p>								
① 共生社会の実現に向けた交流促進事業 (定額補助500千円)								
<p>文化芸術等を通じて障がいのある人とない人が交流する機会の創出を支援する。</p>								
② 文化芸術の鑑賞機会拡大事業 (1/2補助)								
<p>文化芸術イベント等のチラシ等の音声コード化やステージでのパフォーマンスの音声ガイドの導入に要する経費を支援する。</p>								
イ 作品等の評価、販売、権利保護等の推進のための人材育成 (300千円)								
<p>先進的社会福祉法人などに障がい者の文化芸術活動の拠点のスタッフを派遣するなどし、人材育成を図る。</p>								
3 計画の概要								
以下の事項を柱として計画を策定する。								
① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大								
② 文化芸術の創造の機会の拡大								
③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保								
④ 芸術性価値が高い作品等の評価、販売、権利保護等の推進、相談体制の整備								
⑤ 文化芸術活動を通じた交流の促進								
⑥ 人材育成等								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7178)

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金	120,400	169,944	290,344			(基金繰入金) 169,944		
トータルコスト	121,195	169,944	291,139	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
「医療介護総合確保推進法」に基づき設置される「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 介護施設の開設準備経費等への助成(補助率: 県10/10)								
介護施設の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。								
(単位: 千円)								
補助対象施設	単価	定員数	予算額					
介護医療院	200千円/定員	120	24,000					
		26	5,200					
合計			29,200					
(2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業(補助率: 県10/10)								
介護療養型医療施設の介護医療院への転換整備について支援を行う。								
(単位: 千円)								
補助対象施設	単価	整備床数	予算額					
介護医療院	964千円/整備床数	120	115,680					
		26	25,064					
合計			140,744					

平成30年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7860)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護の職員資質・職場環境向上事業	5,513	4,000	9,513			(基金繰入金) 4,000		
トータルコスト	6,308	4,000	10,308	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護従事者が介護環境の改善のために整備する離床センサー等の購入費について助成を行う。

介護従事者が継続して就労するための環境を整え、介護離職ゼロの環境を整える。

2 主な事業内容

今般、厚生労働省において「介護ロボット導入支援事業(地域医療介護総合確保基金)」の補助額が引き上げられたこと等を踏まえ、補助金の増額を行う。

事業費	4,000千円
事業内容	1 機器につき補助額30万円(変更前は10万円)。ただし、60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額を上限とする。
対象経費	介護ロボット(離床センサー、見守り介護ロボット等)の購入費
財源内訳	地域医療介護総合確保基金 (負担割合:県(基金)1/2、事業所1/2)
その他	介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成が必要

平成30年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
(新) 児童養護施設等におけるICT化推進事業	0	5,000	5,000	2,500			2,500											
トータルコスト	0	5,795	5,795	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務														
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人															
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の防止と要保護児童の支援を図る。																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童養護施設等が業務負担軽減のために、施設現場業務に対応したシステム導入等を図る経費に対して補助する。</p> <p>※当該補助事業に係る国庫補助の財源は、平成29年度経済対策で予算措置され、平成30年度に繰越された財源を活用（児童虐待・DV対策総合支援事業費国庫補助金）。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化に要する経費（機材購入費、工事費など）を助成する。</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>国1/2、県1/2（補助基準額：1施設あたり1,000千円上限）</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>5,000千円（1施設あたり1,000千円×5施設）</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム	事業内容	児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化に要する経費（機材購入費、工事費など）を助成する。	補助率	国1/2、県1/2（補助基準額：1施設あたり1,000千円上限）	補正額	5,000千円（1施設あたり1,000千円×5施設）
区分	内容																	
実施主体	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム																	
事業内容	児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化に要する経費（機材購入費、工事費など）を助成する。																	
補助率	国1/2、県1/2（補助基準額：1施設あたり1,000千円上限）																	
補正額	5,000千円（1施設あたり1,000千円×5施設）																	

平成30年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課(内線:7865)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)福祉相談センター屋外遊戯場移転整備事業	0	5,541	5,541		<3,800> 5,000		541	県費負担 4,341
トータルコスト	0	5,541	5,541	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>福祉相談センターの一時保護児童用屋外遊戯場(所在地:鳥取市江津地内)は、利用する一時保護児童が近隣住民や隣接施設の利用者等の目にさらされる状態にある。また、遊具等の多くが老朽化により使用できない状況であり、改修・撤去が必要な時期に来ている。そのため、当該屋外遊戯場を外部からの視界を遮断できる福祉相談センターの敷地内に移転させることとし、そのための測量設計委託を行う。</p> <p>なお、移転整備後の跡地は、日本財団との共同プロジェクト(難病の子どもと家族の地域生活支援)において、各圏域に整備することになっている「地域連携拠点(当事者とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活していけるよう福祉・医療・教育等の関係機関と連携し、地域で生活支援の中核を担う施設。(以下「拠点施設」という。))」のうち、鳥取県看護協会が行う東部圏域の拠点施設の建設地として有償貸付を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 測量設計委託の内容</p> <p>既存の屋外遊戯場を福祉相談センターの敷地内(現駐車場)へ移転するための測量設計を委託する。</p> <p>ア 新しく屋外遊戯場を整備するための測量設計を委託する。</p> <p>イ 現在の屋外遊戯場を更地に整地するための測量設計を委託する。</p> <p>(2) 予算額</p> <p>5,541千円(測量設計委託料)</p> <p>3 参考:東部圏域の拠点施設の整備案(実施主体:鳥取県看護協会)</p> <p>(1) 実施事業</p> <p>医療的ケアが必要な重度の障がい児者等を対象として、放課後等デイサービス、生活介護事業、訪問看護事業等を実施予定である。</p> <p>(2) 開設時期</p> <p>平成32年4月(予定)</p> <p>(3) 拠点施設の特徴</p> <p>看護の専門家集団である鳥取県看護協会において、医療的ケアが必要な重度の障がい児者への障がい福祉サービスの提供や保護者の負担軽減を行うとともに、広域的に重度の障がい児者に対応(支援)できる看護人材の育成を実施する。</p>								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。



平成30年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7769）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 受動喫煙防止対策推進事業	0	2,634	2,634	317			2,317	
トータルコスト	0	2,634	2,634	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金等交付事務、説明会開催、普及啓発				
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>「健康増進法」の一部改正（平成30年7月25日公布）による受動喫煙防止対策強化に伴い、各施設管理者は施設の種類ごとに一定の受動喫煙防止対策が義務化されることとなる。</p> <p>それに伴い関係施設の施設管理者等への周知並びに、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。</p> <p>また、「望まない受動喫煙」を防止するため、既存特定飲食提供施設が受動喫煙防止対策のために実施する、施設の禁煙化に係る費用の一部を助成する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 施設管理者及び県民への周知、普及啓発（634千円）（国1/2、県1/2）								
ア 施設管理者等への説明（180千円）								
イ 県民への普及啓発（454千円）								
(2) 既存の飲食店に対する受動喫煙防止対策の助成（2,000千円）（県10/10）								
(ア) 事業の目的								
<p>既存特定飲食提供施設は、法の全面施行（2020年4月）以降も、経過措置により一定期間、標識の掲示により施設内での喫煙が可能とされている。</p> <p>この経過措置期間は不明であり、県民の「望まない受動喫煙防止」を推進するため、当該施設が法改正を契機に施設の禁煙化を行う場合に、その一助となるよう、施設改装費用の一部を助成する。</p>								
(イ) 対象施設								
改正法における既存特定飲食提供施設								
（個人または中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下）かつ客席面積100㎡以下の飲食店）								
(ウ) 対象経費								
喫煙可能な施設の全面禁煙化に係る改装（壁紙の改装、カーテンの交換、喫煙室撤去等）に係る工事費、備品費								
(エ) 補助率及び補助上限								
事業費の2/3、上限10万円								
<p>参考：中小企業等が喫煙室を設置する場合、厚生労働省及び都道府県労働局が実施する「受動喫煙防止対策助成金」の活用が可能。喫煙室設置に係る工事費、設備費等を補助（上限100万円）するものであり、補助率は1/2のところ、平成30年度は飲食店に限り2/3となっている。</p>								
3 これまでの取組状況と今後の取組								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県がん対策推進条例（平成22年6月制定）」において、県が取り組むがん予防施策として、分煙・喫煙の制限による望まない受動喫煙防止の推進を定め取り組んできたところ。</li> <li>・健康増進法の一部改正で、経過措置の対象となる既存特定飲食提供施設においては、施設管理者に過度な負担が生じることのないよう、実情に応じた受動喫煙防止対策を実施できるよう働きかけていく。</li> </ul>								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課（内線：7173）  
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業	556,086	496,718	1,052,804			(基金繰入金) 496,718		
トータルコスト	579,127	496,718	1,075,845	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.9人	0.0人	2.9人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1. 事業の目的・概要

「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用して「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に基づく事業を実施し、効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。

【9月補正予算要求事業の考え方】

平成30年度の医療介護総合確保基金事業（医療）については、事業者から要望のあった事業のうち優先度の高い一部事業を当初予算で措置し、残りの事業については国からの30年度基金の配分を待って補正予算で対応することとしていた。

※国の基金配分時期が年度途中であるため、例年当初予算では年度当初から事業実施が必要な事業（人件費を伴うソフト事業が中心）のみ措置し、残りの事業は補正対応としている。

※国からの平成30年度基金の配分はまだであり、今後国から内示の見込みである。

2. 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
1 地域医療構想の達成に向けた事業	○中央病院建替工事費 ○鳥取赤十字病院の放射線治療棟の増築等整備 ○病床機能の転換及びそれに伴う施設設備整備（医療機関）など	471,348
2 居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療推進のために必要な設備整備（医療機関） ○在宅歯科診療に係る設備整備（医療機関）など	14,462
3 医療従事者の確保に関する事業	○女性医師の働きやすい職場環境づくりへの補助（医療機関） ○歯科衛生士の復職支援に対する補助（地区歯科医師会）など	10,908
計		496,718

【平成30年度基金の要望額】

事業区分	要望額	
1. 地域医療構想の達成に向けた事業	中央病院建替整備	2.9億円
	赤十字病院の放射線治療棟増築整備	3.3億円
	その他	4.9億円
	計	11.1億円
2. 居宅等の医療提供に関する事業	0.1億円	
3. 医療従事者の確保に関する事業	3.4億円	
計	14.6億円	

※要望額には、平成31年度以降の実施分を含む。

3. これまでの取組状況、改善点

○平成26年度の基金制度創設以降、医師会等の県内の関係団体、医療機関等に事業の実施要望を確認し、「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」を策定するとともに、計画上の事業を実施するための財源となる基金を造成し、事業を実施してきたところ。

○鳥取県地域医療構想を実現するための財源として、今後も基金を積み増していく予定であることから、計画の着実な推進に向け、関係団体等からの要望を把握するとともに、事業の進捗管理を行う必要がある。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

医療政策課（内線：7173）

医療政策課が行う鳥取県地域医療介護総合確保基金事業は次のとおりです。

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳		事業内容
				国 庫 金 支 出	その他	
医療情報ネットワーク整備事業	12,716	10,486	23,202		10,486	各医療機関の電子カルテをつなぐ地域医療連携ネットワークシステムに要する経費を補助し、今後の地域医療連携の取組効果や課題検証につなげる。
訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業		12,211	12,211		12,211	切れ目のない医療情報連携を可能とするため、モバイル端末の活用により、訪問看護等在宅医療を推進するための医療ネットワークを構築・整備する。
精神科医療機関機能分化推進事業		2,970	2,970		2,970	精神科医療機関の機能分化を図るため退院支援や外来機能等の整備・充実に對して支援を行う。
地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業		244	244		244	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療を推進するため、歯科診療に必要な設備を整備する。
急性期医療充実施設設備整備事業		49,245	49,245		49,245	病床の機能分化、連携を推進する体制整備のため、急性期医療提供体制の充実、強化を行うための施設を整備する。
病床の機能分化・連携推進基盤整備事業	35,000	94,261	129,261		94,261	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的として、病床の機能分化、連携を推進するため、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備を行う。
訪問歯科衛生士養成支援事業		1,500	1,500		1,500	口腔ケアの指導や在宅歯科診療に従事できる訪問歯科衛生士を養成するための研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
医療介護連携のための多職種連携等研修事業	2,400	1,044	3,444		1,044	在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業		287,594	287,594		287,594	平成30年度に新病院が建設される県立中央病院の高度医療機能（脳卒中・心臓病）に係る病床の整備費用を補助する。
県東部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業		5,631	5,631		5,631	県東部保健医療圏におけるがん医療の機能分化及びがん治療体制の強化によるがん死亡率の減少を図るため、鳥取赤十字病院の放射線治療棟の増築等の整備費用を補助する。

事業名	補正前	補正	計	財源内訳		事業内容
				国 支 出	庫 金 その他	
県中部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業		6,162	6,162		6,162	県中部保健医療圏におけるがん医療の機能分化及びがん治療体制の強化によるがん死亡率の減少を図るため、県立厚生病院の「がん患者支援センター」の整備費用を補助する。
[地域医療構想の達成に向けた事業の計]	50,116	471,348	521,464		471,348	
在宅医療推進事業	10,000	5,141	15,141		5,141	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等に必要な施設・設備を整備する。
在宅歯科診療設備整備事業		6,221	6,221		6,221	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療機器等の整備を支援する。
訪問看護ステーションのサテライト設置事業		3,100	3,100		3,100	訪問看護ステーションの出張所を設置するための事務所設置等に要する経費を補助する。
[居宅等の医療提供に関する事業の計]	10,000	14,462	24,462		14,462	
歯科衛生士復職支援事業		892	892		892	歯科衛生士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える歯科衛生士に対する必要な相談、研修等を行う。
看護教育教材整備事業		314	314		314	看護師等養成所の学生の教育内容の向上を図るため、教育の充実のための図書・教育備品等を整備する。
看護師等養成所施設・設備整備事業（施設整備）		202	202		202	看護学生の教育環境の改善を図るための施設を整備する。
女性医師就業環境整備事業		1,000	1,000		1,000	女性医師が働きやすい環境整備を促進することにより、就業の継続、復職を支援するため、女性医師の就業環境の改善、充実に必要な施設設備整備費用を補助する。
医師等環境改善事業	56,000	8,500	64,500		8,500	医師事務作業補助者、看護師事務作業代行職員を配置して医師、看護師の負担を軽減し、勤務環境の改善を図る。
[医療従事者の確保に関する事業の計]	56,000	10,908	66,908		10,908	
当初予算事業	439,970	0	439,970		0	
合計	556,086	496,718	1,052,804	0	496,718	

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
医療情報ネットワーク整備事業	(12,716)	(10,486)	(23,202)			(基金繰入金) (10,486)		
トータルコスト	13,511	10,486	23,997	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療情報ネットワーク（医療機関同士の電子カルテの相互参照システム「おしどりネット」）を整備することで、地域の医療機関同士の連携を図り、質の高い地域医療の実現を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取大学医学部附属病院が整備している医療機関同士の電子カルテ相互参照システム「おしどりネット」の運営に関する経費及び医療機関が「おしどりネット」に参加するための接続機器の整備等を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：10/10</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 対象事業者：国立大学法人鳥取大学医学部附属病院他</p> <p>(4) 対象経費：「おしどりネット」の運用・接続等に係る経費</p>								
(新) 訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業	(0)	(12,211)	(12,211)			(基金繰入金) (12,211)		
トータルコスト	0	12,211	12,211	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>モバイル端末を活用した訪問看護等在宅医療を推進するためのネットワークを整備し、訪問看護等の在宅医療の体制を構築する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>訪問看護等在宅医療のための地域連携システムの整備を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 対象事業者：病院、診療所</p> <p>(4) 対象経費：モバイル端末の活用による訪問看護等在宅医療推進ネットワークの整備に必要な機器等の整備に要する経費</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 精神科医療機関機能分化推進事業	(0)	(2,970)	(2,970)			(基金繰入金) (2,970)		
トータルコスト	0	2,970	2,970	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>今後の精神科医療が入院医療中心から在宅医療へと移行する中で、長期に渡る社会的入院患者が社会へ復帰する支援体制を強化し、精神科医療機関の機能分化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>精神科医療機関の機能分化を図るため退院支援や外来機能等の整備、充実に対して補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 対象事業者：精神科救急医療機関</p> <p>(4) 対象経費：精神科の病床削減・病室の個室化、精神科・重度認知症デイケア施設の整備、精神科救急外来医療センターの設置等により精神科医療機関の機能分化を図るための設備整備費</p>								
(新) 地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	(0)	(244)	(244)			(基金繰入金) (244)		
トータルコスト	0	244	244	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、歯科保健医療に必要な設備整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における歯科保健診療に必要な設備整備を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：1か所当たり8,000千円</p> <p>(3) 対象事業者：病院</p> <p>(4) 対象経費：地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における歯科保健診療に必要な設備整備費</p>								

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 急性期医療充 実施設備整備事業	(0)	(49,245)	(49,245)			(基金繰入金) (49,245)		
トータルコスト	0	49,245	49,245	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 急性期医療を担う医療機関の基盤整備を行い、充実した急性期医療を提供できる体制を確保する。								
2 主な事業内容 急性期医療の充実に必要な施設、設備を整備する。 【補助内容】 (1) 補助率：1/2 (2) 基準額：1か所当たり10,000千円 (3) 対象事業者：救急医療機関 (4) 対象経費：急性期医療の充実に必要な設備整備費								
病床の機能分化・連 携推進基盤整備事業	(35,000)	(94,261)	(129,261)			(基金繰入金) (94,261)		
トータルコスト	35,795	94,261	130,056	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 病床の機能分化、連携の推進に向け、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備等を支援することで、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保する。								
2 主な事業内容 病床の機能分化、連携の推進のための施設・設備整備を補助する。 【補助内容】 (1) 補助率：1/2 (2) 基準額：県が必要と認めた額 (3) 対象事業者：病院、有床診療所 (4) 対象経費：病床の機能分化、連携を進めていく上で必要な施設・設備整備費								

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 訪問歯科衛生士養成支援事業	(0)	(1,500)	(1,500)			(基金繰入金) (1,500)		
トータルコスト	0	1,500	1,500	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
通院が困難な在宅患者を訪問して指導等を行うために、口腔ケアの指導や在宅歯科診療に従事できる歯科衛生士を養成するための研修を実施する。								
2 主な事業内容								
訪問歯科衛生士養成研修会に係る謝金、賃金、旅費、消耗品費等を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補助率：10/10								
(2) 基準額：知事が必要と認めた額								
(3) 対象事業者：鳥取県歯科医師会								
(4) 対象経費：訪問歯科衛生士養成研修会の開催経費								
(新) 県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業	(0)	(287,594)	(287,594)			(基金繰入金) (287,594)		
トータルコスト	0	287,594	287,594	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成30年度に新病院が建設される県立中央病院の高度医療機能（脳卒中・心臓病）に係る病床の整備費用を補助することにより、県東部保健医療圏における病院の病床機能分化・連携を推進する。								
【事業の背景】								
○現在、鳥取県東部保健医療圏では、高度医療が必要な心臓病、脳卒中の患者を集中的に受け入れる病院がなく、圏域内の複数の急性期病院がそれぞれ当該診療機能を分担している。								
○今後、平成30年度に病棟の建替が行われる鳥取県立中央病院に、24時間体制で急性心筋梗塞及び脳卒中治療が可能な「心臓病センター」「脳卒中センター」を新設し、圏域内の高度医療機能の県立中央病院への集約化を進めることとしている。（県立中央病院の建替は平成28年度～30年度の3か年で実施予定）								
○県立中央病院の高度医療機能の集約化に係る施設整備に対して補助することにより、県立中央病院及び圏域内の他の急性期病院の病床機能分化・連携を推進する。								
2 主な事業内容								
県立中央病院の脳卒中センター、心臓病センターの整備費用を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補助率：1/2								
(2) 基準額：県が必要と認めた額								
(3) 対象事業者：県立中央病院								
(4) 対象経費：中央病院の脳卒中センター（45床）、心臓病センター（45床）の整備費用								
※中央病院建替整備費については、28年度に国に対して総額16.6億円を要望していたが、国は工期に合わせて28～30年度の3か年で配分する方針であり、28年度は5.5億円（28年度9月補正）、29年度は8.2億円（29年度9月補正）、30年度は2.9億円が配分予定である。（今回補正要求）								



## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
（新）県東部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業	0	5,631	5,631			(基金繰入金) 5,631		
トータルコスト	0	5,631	5,631	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取赤十字病院のがん診療機能の強化に係る施設整備を補助することにより、県東部保健医療圏におけるがん医療の機能分化及びがん治療体制の強化によるがん死亡率の減少を図る。								
<p>【事業の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、鳥取県東部保健医療圏においては、県立中央病院、鳥取赤十字病院を中心とした複数の病院が急性期医療を分散して担っている状況。</li> <li>○急性期医療のうち、「急性心筋梗塞」及び「脳卒中」については、平成30年度に病棟の建替が行われる中央病院に新設される「心臓病センター」「脳卒中センター」に機能を集約することにより、圏域内の病床機能分化を進めているところ。</li> <li>○一方、急性期医療の中でも、「がん」については、これまで具体的な機能分化の動きがなかったが、平成30年度以降、鳥取赤十字病院と中央病院の間での「がん診療の共同拠点構想」に基づき、がんの部位別・病態別に役割分担を行い、圏域内の機能分化・治療体制強化をさらに押し進めることとしている。</li> </ul> <p>⇒ 両病院が得意とするがん疾患・病態に機能を集約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立中央病院：呼吸器系がん、脳腫瘍、切除不能・再発深部臓器がん等</li> <li>・鳥取赤十字病院：頭頸部がん、泌尿器系がん、乳腺がん</li> </ul>								
2 主な事業内容								
鳥取赤十字病院の放射線治療棟の増築等の整備費用を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補 助 率：1/2								
(2) 基 準 額：県が必要と認めた額								
(3) 対象事業者：鳥取赤十字病院								
(4) 対象経費：頭頸部がん等、高精度の放射線治療に対応できる放射線治療棟等の整備費用								
(5) 事業期間：平成30年度から32年度まで								
<p>※施設整備により高精度の放射線治療装置の設置が可能となり、鳥取赤十字病院が中心的な役割を担う頭頸部がん等の治療を行うことが可能となる。（鳥取赤十字病院が担うがん疾患：頭頸部がん、泌尿器系がん、乳腺がん）</p>								

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
（新）県中部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業	0	6,162	6,162			(基金繰入金) 6,162		
トータルコスト	0	6,162	6,162	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立厚生病院のがん医療の機能充実に係る施設整備を補助することにより、県中部保健医療圏におけるがん医療の機能分化及びがん治療体制の強化によるがん死亡率の減少を図る。								
<p>【事業の背景】</p> <p>○県中部保健医療圏は、人口規模10万人程度の比較的小規模な医療圏であるが、中核病院である県立厚生病院をはじめとした9つの病院（精神病床のみの病院を除く。）が併存し、がんをはじめとした医療機能が複数の病院に分散している状況。</p> <p>○中部圏域におけるとしては、がん医療については、県立厚生病院に「がん患者支援センター」を設置し、圏域内の機能分化・治療体制強化をさらに押し進めることとしている。</p>								
2 主な事業内容								
県立厚生病院の「がん患者支援センター」の整備費用を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補助率：1/2								
(2) 基準額：県が必要と認めた額								
(3) 対象事業者：県立厚生病院								
(4) 対象経費：「がん患者支援センター」の整備のための既存建物の増改築の整備費用								
(5) 事業期間：平成30年度から31年度まで								

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
在宅医療推進事業	(10,000)	(5,141)	(15,141)			(基金繰入金) (5,141)		
トータルコスト	10,795	5,141	15,936	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】
1 事業の目的・概要								
訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等に必要な施設・設備等の整備を支援することにより、地域における在宅医療の一層の推進を図る。								
2 主な事業内容								
訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備を行うための経費を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補助率：1/2								
(2) 基準額：1か所当たり2,000千円								
(3) 対象事業者：病院、診療所、訪問看護ステーション								
(4) 対象経費：訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備								
※車両整備については、訪問看護、訪問診療及び訪問リハビリテーション用の新規車両の整備に限る。								
(新)在宅歯科診療 設備整備事業	(0)	(6,221)	(6,221)			(基金繰入金) (6,221)		
トータルコスト	0	6,221	6,221	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】
1 事業の目的・概要								
主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る。								
2 主な事業内容								
在宅歯科診療を実施する医療機関に対して在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品の購入費を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補助率：2/3								
(2) 基準額：1か所当たり3,638千円								
(3) 対象事業者：歯科を標榜する病院、歯科診療所、地区歯科医師会								
(4) 対象経費：在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費								

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 訪問看護ステーションのサテライト設置事業	(0)	(3,100)	(3,100)			(基金繰入金) (3,100)		
トータルコスト	0	3,100	3,100	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
医療機関等から遠方にお住いなど訪問看護を必要とされる方に対応するため、訪問看護ステーションの出張所の設置を支援することにより、訪問看護サービスの給付を受けられる地域の増加を図る。								
2 主な事業内容								
訪問看護ステーションの出張所を設置するための費用及び訪問車両整備を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補助率：10/10								
(2) 基準額：①事務所設置								
(1年目) 賃借料 一月あたり50千円、敷金等200千円								
(2年目) 賃借料 一月あたり50千円								
②訪問車両購入 1か所1,000千円								
※1年目のみ、新規車両整備に限る。								
(3) 対象事業者：指定訪問看護ステーション								
(新) 歯科衛生士復職支援事業	(0)	(892)	(892)			(基金繰入金) (892)		
トータルコスト	0	892	892	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
歯科衛生士の確保の一環として、出産・育児等の理由で離職した歯科衛生士を対象とした技術講習会や相談会等を開催することで、復職を支援する。								
2 主な事業内容								
歯科衛生士の復職に向けた研修会開催経費等に対する補助を行う。								
【補助内容】								
(1) 補助率：10/10								
(2) 基準額：1カ所あたり2,400千円								
(3) 対象事業者：鳥取県西部歯科医師会								
(4) 対象経費：研修会開催経費、広告料、事務費、備品購入費								

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 看護教育教材整備事業	(0)	(314)	(314)			(基金繰入金) (314)		
トータルコスト	0	314	314	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 看護基礎教育を充実させるため、看護師等養成所の図書・教材の整備を行う。								
2 主な事業内容 看護教員の養成に必要な図書・教材の整備費用を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補助率：2/3								
(2) 基準額：1か所当たり7,200千円								
(3) 対象事業者：看護師等養成所								
(4) 対象経費：図書、教材等備品購入								
(新) 看護師等養成所施設・設備整備事業(施設整備)	(0)	(202)	(202)			(基金繰入金) (202)		
トータルコスト	0	202	202	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 看護師等養成所の管理運営に必要な設備整備を行うことで、看護学生の教育環境の改善を図る。								
2 主な事業内容 老朽化等に伴う看護師等養成所の設備整備費用を補助する。								
【補助内容】								
(1) 補助率：1/2								
(2) 基準額：1か所当たり1,000千円								
(3) 対象事業者：看護師等養成所								
(4) 対象経費：看護師等養成所の設備整備								

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 女性医師就業環境整備事業	(0)	(1,000)	(1,000)			(基金繰入金) (1,000)		
トータルコスト	0	1,000	1,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>女性医師の就業環境の改善・充実に必要な施設整備を行うことで、女性医師が働きやすい環境づくりを進め、就業継続・復職を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>女性医師の就業環境整備のために必要な施設整備等の費用を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：1か所当たり1,000千円</p> <p>(3) 対象事業者：病院</p> <p>(4) 対象経費：女性医師の就業環境整備に必要な更衣室、休憩所、トイレ等の設備整備費等</p>								
医師等環境改善事業	56,000	8,500	64,500			(基金繰入金) (8,500)		
トータルコスト	56,795	8,500	65,295	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	医師確保、看護職員数の増							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>各病院が医師事務作業補助者及び看護師事務作業代行職員を雇用・設置し、医師及び看護師が行っている専門的業務以外の事務的作業を代行することにより、専門職種が専門性を必要とする本来の業務に専念出来るとともに、専門職種の負担を軽減し、医療の質の向上につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>医師事務作業補助者や看護師事務作業代行職員を平成26年度末時点に対して増員し、新たに採用等により配置した場合の人件費及び新たに派遣を受けた場合の委託料に対して補助を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：1人当たり210千円/月</p> <p>(3) 対象事業者：病院、診療所、指定訪問看護ステーション（独立行政法人、県立を含む）</p> <p>(4) 対象経費：採用又は配置換を行った医師事務作業補助者・看護師事務作業代行職員の5名を上限とした人件費。医療機関が派遣会社から派遣を受けた場合の委託料も対象。</p>								

## 2目 医務費

（単位：千円）

医療介護連携のための多職種連携等研修事業	(2,400)	(1,044)	(3,444)		(基金繰入金) (1,044)		
トータルコスト	2,400	1,044	3,444	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等			
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築						
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
事業内容の説明							
1 事業の目的・概要							
<p>医師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなど多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することにより、地域における医療、保健、介護（福祉）の包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、通院が困難な在宅患者を訪問して薬学的管理指導に取り組む薬局の増加を図る。</p> <p>また、在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を図る。</p>							
2 主な事業内容							
① 在宅医療関係者の多職種連携等に係る研修							
在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。							
② 薬局に対する薬学的管理指導の実施に向けた研修							
通院が困難な在宅患者を訪問して薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行う訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対する、在宅医療への導入研修の実施を支援する。							
③ 歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保することを目的とした研修							
在宅歯科医療を実施する歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保するための講習会・研修会等を開催するとともに、関連多職種（歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等）を対象とした研修・実習を実施する。							
【補助内容】							
・補助率：10/10							
・基準額：県が必要と認めた額							
・対象事業者：病院、地区歯科医師会、薬剤師会等							
・対象経費：事業の実施に必要な経費（謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料）							

平成30年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
 4項 医薬費  
 2目 医務費

医療政策課 (内線: 7172)  
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被ばく医療体制整備事業 (緊急被ばく医療活動関係)	24,505	4,320	28,825	4,320				
トータルコスト	26,889	4,320	31,209	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	国への交付金申請事務、研修会の開催、資機材の校正事務				
工程表の政策目標 (指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要                      原子力災害に備えた県内の被ばく医療体制のために整備した資機材の維持管理及び、被ばく医療従事者等に対する知識、技能に関する研修を実施することにより、県民生活の安全を守る。</p> <p>2 主な事業内容                      (1) 被ばく医療機関の資機材、設備の維持 3,564千円                      被ばく医療機関において整備されている資機材、設備の維持点検に要する経費を補助する。                      ・実施主体: 鳥取大学医学部附属病院                      ・補助率: 10/10                      ・補助対象経費: 放射線測定機器、電気・機械設備等の保守点検費用</p> <p>(2) 放射線測定機器の移設 756千円                      県立中央病院に配備した放射線測定機器を建替え後の新病院へ移設する。</p>								



平成30年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

鳥取看護専門学校（電話：0857-29-2407）

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 鳥取看護専門学校管理運営費	33,326	2,146	35,472			(基金繰入金) 2,146		
トータルコスト	106,420	2,146	108,566	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	9.2人	0.0人	9.2人	教育の質の充実のための教材の購入				
工程表の政策目標(指標)	看護教育の確実な実施							
【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
看護教育の質の向上・充実のための医療機器を整備する。								
2 主な事業内容								
(1) 高齢者体験装具“おいたろう”：141千円 高齢者の疑似体験をすることで、高齢者の身体面について理解を深めることができ、心理面への配慮や高齢者の人権尊重について学ぶことができる。								
(2) 導尿・浣腸シミュレーター：117千円 実習では実施することが困難な導尿について、シミュレーターを整備することで効果的な演習を行うことができる。								
(3) 産褥子宮触診シミュレーター：231千円 褥婦の産褥経過を観察する技術を習得して実習に望むことができ、受け持ち褥婦の負担軽減につながる。								
(4) 褥瘡ケアシミュレーターモデル：185千円、科学的ケアのための褥瘡モデル：287千円 褥瘡モデルで演習することで、褥瘡の進行について理解することができる。 また、褥瘡ケアシミュレーターモデルとともに活用することで、褥瘡ケアの科学的根拠を理解し学習効果を高めることができる。								
(5) “きんちゅう”くんⅡ：133千円 実習では実施することが困難な筋肉内注射について、モデルを使用することで正しい手技を習得することができる。								
(6) その他（折りたたみ式カート、プロジェクター）1,052千円								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

倉吉総合看護専門学校（電話：0858-22-1041）

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 倉吉総合看護専門学校管理運営費	45,526	2,746	48,272			(基金繰入金) 2,746		
トータルコスト	218,316	2,746	221,062	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	22.0人	0.0人	22.0人	教育の質の充実のための教材の購入				
工程表の政策目標(指標)	学生の確保と県内就職の促進							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 看護教育の質の向上・充実のための医療機器を整備する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 分娩監視装置：2,160千円 学内で分娩監視装置を使用して演習を行うことにより、医療機関での実習において開始直後からスムーズに当該機器を操作することができる。</p> <p>(2) 妊婦外診モデル：472千円 医療機関での実習の前に、学内での演習をよりリアルな妊婦を設定して行うことができる。</p> <p>(3) 授乳指導用乳房モデル：114千円 授乳・搾乳の体験・指導をリアルに体験し、学習効果を高めることができる。</p>								

平成30年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			うち福祉保健部					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	357,491		357,491	341,665		341,665	134,266		134,266
2	給料	1,568,660		1,568,660	1,511,270		1,511,270	344,340		344,340
3	職員手当等	894,579		894,579	865,674		865,674	176,775		176,775
4	共済費	595,502		595,502	573,034		573,034	132,283		132,283
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	288		288	288		288			
8	報償費	57,240		57,240	51,071		51,071	14,621		14,621
9	旅費	57,936		57,936	48,369		48,369	29,686		29,686
	費用弁償	7,335		7,335	6,043		6,043	2,824		2,824
	普通旅費	28,703		28,703	24,687		24,687	12,074		12,074
	特別旅費	21,898		21,898	17,639		17,639	14,788		14,788
10	交際費	100		100	100		100	100		100
11	需用費	159,911		159,911	151,092		151,092	34,730		34,730
12	役務費	73,804		73,804	67,682		67,682	24,692		24,692
13	委託料	3,361,336	7,187	3,368,523	3,287,805	7,187	3,294,992	706,674	1,646	708,320
14	使用料及び賃借料	55,791		55,791	51,223		51,223	24,434		24,434
15	工事請負費	100,172		100,172	100,172		100,172	88,172		88,172
16	原材料費									
17	公有財産購入費	3,000		3,000	3,000		3,000	3,000		3,000
18	備品購入費	24,685		24,685	24,679		24,679	229		229
19	負担金、補助及び交付金	31,994,367	181,544	32,175,911	31,757,455	181,544	31,938,999	25,366,714	176,544	25,543,258
20	扶助費	1,720,094		1,720,094	1,718,594		1,718,594	1,135,351		1,135,351
21	貸付金	40,580		40,580	40,560		40,560			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	201,708		201,708	201,704		201,704	201,172		201,172
26	寄附金	950		950	950		950	50		50
27	公課費	100		100	100		100			
28	繰出金	3,345,817		3,345,817	3,345,817		3,345,817	3,343,494		3,343,494
	予備費									
	計	44,614,111	188,731	44,802,842	44,142,304	188,731	44,331,035	31,760,783	178,190	31,938,973
財源内訳	国庫支出金	2,869,753	2,500	2,872,253	2,714,607	2,500	2,717,107	1,096,887		1,096,887
	地方債	411,000	5,000	416,000	411,000	5,000	416,000	118,000		118,000
	その他	3,087,790	173,944	3,261,734	3,081,640	173,944	3,255,584	1,862,923	173,944	2,036,867
	一般財源	38,245,568	7,287	38,252,855	37,935,057	7,287	37,942,344	28,682,973	4,246	28,687,219

平成30年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		4目 老人福祉費			12目 障がい者自立支援事業費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬	7,518		7,518	20,604		20,604	194,553		194,553
2	給料							1,109,540		1,109,540
3	職員手当等							659,907		659,907
4	共済費	1,068		1,068	2,907		2,907	418,611		418,611
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							288		288
8	報償費	4,252		4,252	5,834		5,834	36,302		36,302
9	旅費	8,544		8,544	13,092		13,092	17,202		17,202
	費用弁償	421		421	1,023		1,023	2,629		2,629
	普通旅費	1,266		1,266	5,689		5,689	11,792		11,792
	特別旅費	6,857		6,857	6,380		6,380	2,781		2,781
10	交際費									
11	需用費	3,324		3,324	14,434		14,434	111,918		111,918
12	役務費	5,246		5,246	9,238		9,238	42,430		42,430
13	委託料	104,756		104,756	432,314	1,646	433,960	2,565,875	5,541	2,571,416
14	使用料及び賃借料	2,309		2,309	13,179		13,179	26,739		26,739
15	工事請負費				25,996		25,996	12,000		12,000
16	原材料費									
17	公有財産購入費				3,000		3,000			
18	備品購入費	50		50	179		179	24,450		24,450
19	負担金、補助及び交付金	17,396,239	173,944	17,570,183	3,879,620	2,600	3,882,220	6,236,735	5,000	6,241,735
20	扶助費				1,132,505		1,132,505	256,947		256,947
21	賞付金							40,560		40,560
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	201,172		201,172				441		441
26	寄附金									
27	公課費							100		100
28	繰出金							2,323		2,323
	予備費									
	計	17,734,478	173,944	17,908,422	5,552,902	4,246	5,557,148	11,756,921	10,541	11,767,462
財源内訳	国庫支出金	189,565		189,565	798,872		798,872	1,361,118	2,500	1,363,618
	地方債				56,000		56,000	293,000	5,000	298,000
	その他	1,615,923	173,944	1,789,867	174,674		174,674	1,211,650		1,211,650
	一般財源	15,928,990		15,928,990	4,523,356	4,246	4,527,602	8,891,153	3,041	8,894,194

平成30年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節 款項目	3款 民生費			4款 衛生費								
	うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
	2項 児童福祉費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	1目 児童福祉総務費											
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報酬	81,113		81,113	139,920		139,920	81,295		81,295			
2 給料	1,109,540		1,109,540	1,392,664		1,392,664	688,680		688,680			
3 職員手当等	659,907		659,907	814,491		814,491	453,525		453,525			
4 共済費	404,452		404,452	512,954		512,954	254,070		254,070			
5 災害補償費												
6 恩給及び退職年金												
7 賃金				343		343						
8 報償費	10,975		10,975	39,204	144	39,348	26,788	144	26,932			
9 旅費	8,560		8,560	61,154	36	61,190	31,508	36	31,544			
費用弁償	1,888		1,888	7,655		7,655	4,320		4,320			
普通旅費	4,711		4,711	31,943		31,943	13,429		13,429			
特別旅費	1,961		1,961	21,556	36	21,592	13,759	36	13,795			
10 交際費				100		100						
11 需用費	12,868		12,868	208,450		208,450	103,124		103,124			
12 役務費	10,805		10,805	63,734		63,734	33,325		33,325			
13 委託料	278,868	5,541	284,409	1,058,339	1,210	1,059,549	494,213	1,210	495,423			
14 使用料及び賃借料	5,677		5,677	72,475		72,475	26,220		26,220			
15 工事請負費				394,878		394,878						
16 原材料費												
17 公有財産購入費												
18 備品購入費	3,700		3,700	13,739	4,892	18,631	4,291	4,892	9,183			
19 負担金、補助及び交付金	4,435,869	5,000	4,440,869	4,837,656	502,282	5,339,938	4,318,588	502,282	4,820,870			
20 扶助費	1,049		1,049	1,136,526		1,136,526	1,136,526		1,136,526			
21 貸付金	40,560		40,560	1,087,406		1,087,406	1,055,749		1,055,749			
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料												
24 投資及び出資金												
25 積立金	441		441	496,075		496,075	487,758		487,758			
26 寄附金				52,376		52,376	34,200		34,200			
27 公課費				44		44	44		44			
28 繰出金												
予備費												
計	7,064,384	10,541	7,074,925	12,382,528	508,564	12,891,092	9,229,904	508,564	9,738,468			
財源内訳	国庫支出金	273,901	2,500	276,401	2,228,332	4,637	2,232,969	1,664,401	4,637	1,669,038		
	地方債	22,000	5,000	27,000	214,000		214,000	1,000		1,000		
	その他	654,338		654,338	905,816	501,610	1,407,426	638,240	501,610	1,139,850		
	一般財源	6,114,145	3,041	6,117,186	9,034,380	2,317	9,036,697	6,926,263	2,317	6,928,580		

平成30年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						4項 医薬費		
		補正前	補正額	補正後	9目 生活習慣病予防対策費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	40,938		40,938	11,809		11,809	36,043		36,043
2	給料	133,910		133,910				344,340		344,340
3	職員手当等	72,201		72,201				269,536		269,536
4	共済費	52,462		52,462	1,419		1,419	126,288		126,288
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	8,792	144	8,936	1,958	144	2,102	17,859		17,859
9	旅費	14,789	36	14,825	2,124	36	2,160	14,640		14,640
	費用弁償	2,203		2,203	803		803	2,033		2,033
	普通旅費	5,176		5,176	466		466	6,274		6,274
	特別旅費	7,410	36	7,446	855	36	891	6,333		6,333
10	交際費									
11	需用費	64,038		64,038	3,626		3,626	31,072		31,072
12	役務費	15,245		15,245	2,493		2,493	12,198		12,198
13	委託料	267,934	454	268,388	61,422	454	61,876	221,620	756	222,376
14	使用料及び賃借料	5,692		5,692	480		480	14,632		14,632
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	3,924		3,924				322	4,892	5,214
19	負担金、補助及び交付金	436,362	2,000	438,362	104,222	2,000	106,222	3,882,157	500,282	4,382,439
20	扶助費	1,136,406		1,136,406	108,165		108,165	120		120
21	貸付金							1,055,749		1,055,749
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金							487,758		487,758
26	寄附金							34,200		34,200
27	公課費							9		9
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,252,693	2,634	2,255,327	297,718	2,634	300,352	6,548,543	505,930	7,054,473
財源内訳	国庫支出金	858,752	317	859,069	127,130	317	127,447	805,649	4,320	809,969
	地方債							1,000		1,000
	その他	1,636		1,636	30		30	636,594	501,610	1,138,204
	一般財源	1,392,305	2,317	1,394,622	170,558	2,317	172,875	5,105,300		5,105,300

平成30年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
		2目 医務費			6目 鳥取看護専門学校費			7目 倉吉総合看護専門学校費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	3,306		3,306	8,224		8,224	10,675		10,675
2	給料									
3	職員手当等									
4	共済費	1		1	1,252		1,252	847		847
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	921		921	7,424		7,424	8,481		8,481
9	旅費	4,565		4,565	1,721		1,721	3,574		3,574
	費用弁償	780		780	94		94	798		798
	普通旅費	938		938	1,100		1,100	1,531		1,531
	特別旅費	2,847		2,847	527		527	1,245		1,245
10	交際費									
11	需用費	5,394		5,394	6,392		6,392	10,846		10,846
12	役務費	3,765		3,765	2,736		2,736	3,868		3,868
13	委託料	177,807	756	178,563	1,915		1,915	2,915		2,915
14	使用料及び賃借料	6,019		6,019	3,448		3,448	3,644		3,644
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				154	2,146	2,300	135	2,746	2,881
19	負担金、補助及び交付金	1,137,472	500,282	1,637,754	60		60	532		532
20	扶助費									
21	貸付金	272,170		272,170						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	487,758		487,758						
26	寄附金	34,200		34,200						
27	公課費							9		9
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,133,378	501,038	2,634,416	33,326	2,146	35,472	45,526	2,746	48,272
財源内訳	国庫支出金	796,436	4,320	800,756						
	地方債	1,000		1,000						
	その他	582,973	496,718	1,079,691	14,897	2,146	17,043	20,274	2,746	23,020
	一般財源	752,969		752,969	18,429		18,429	25,252		25,252

平成30年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	福祉保健部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	423,643		423,643
2	給料	2,199,950		2,199,950
3	職員手当等	1,319,199		1,319,199
4	共済費	827,104		827,104
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	288		288
8	報償費	78,293	144	78,437
9	旅費	80,640	36	80,676
	費用弁償	10,649		10,649
	普通旅費	38,338		38,338
	特別旅費	31,653	36	31,689
10	交際費	100		100
11	需用費	254,710		254,710
12	役務費	101,047		101,047
13	委託料	3,782,826	8,397	3,791,223
14	使用料及び賃借料	77,463		77,463
15	工事請負費	100,172		100,172
16	原材料費			
17	公有財産購入費	3,000		3,000
18	備品購入費	28,970	4,892	33,862
19	負担金、補助及び交付金	36,585,054	683,826	37,268,880
20	扶助費	2,855,120		2,855,120
21	貸付金	1,096,309		1,096,309
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	133,000		133,000
24	投資及び出資金			
25	積立金	689,462		689,462
26	寄附金	35,150		35,150
27	公課費	144		144
28	繰出金	3,345,817		3,345,817
	予備費			
	計	54,017,461	697,295	54,714,756
財源内訳	国庫支出金	4,498,905	7,137	4,506,042
	地方債	509,000	5,000	514,000
	その他	3,719,880	675,554	4,395,434
	一般財源	45,289,676	9,604	45,299,280



節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
4 目 老人福祉費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金 (施設整備) 補助金	169,944
	鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金	4,000
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県障がい者による文化芸術活動推進事業補助金	2,600
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	児童養護施設等における ICT 化推進事業補助金	5,000
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
9 目 生活習慣病予防対策費		
負担金、補助 及び交付金	受動喫煙防止対策推進事業補助金	2,000
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助 及び交付金	医療情報ネットワーク整備事業補助金	10,486
	訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業補助金	12,211
	精神科医療機関機能分化推進事業補助金	2,970
	地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業補助金	244
	急性期医療充実施設設備整備事業補助金	49,245
	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業補助金	94,261
	訪問歯科衛生士養成支援事業補助金	1,500
	県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業補助金	287,594
	県東部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業補助金	5,631
	県中部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業補助金	6,162
	在宅医療推進事業補助金	5,141
	在宅歯科診療設備整備事業補助金	6,221
	訪問看護ステーションのサテライト設置事業補助金	3,100

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	歯科衛生士復職支援事業補助金	892
	看護教育教材整備事業補助金	314
	看護師等養成所施設・設備整備事業 (施設整備) 補助金	202
	女性医師就業環境整備事業補助金	1,000
	医師等環境改善事業補助金	8,500
	医療介護連携のための多職種連携等研修事業補助金	1,044
	被ばく医療体制整備事業補助金	3,564

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源	一般財源		
								地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成30年度 米子児童相談所給食 業務委託	26,026			平成31年度から 平成33年度まで	26,026					26,026
平成30年度 総合療育センター一院 内保育所運営業務委 託	65,852			平成31年度から 平成33年度まで	65,852					65,852

条 例 名 等	財産の処分(鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園)について																											
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      県立社会福祉施設の見直しに伴い、鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園を平成31年3月31日限りで廃止し民営化するため、その土地及び建物を処分しようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>鳥取市鹿野町今市1078番ほか38筆</td> <td>41,365.33平方メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">建 物</td> <td>北棟(かちみ園)</td> <td>3,378.25平方メートル</td> </tr> <tr> <td>南棟(第二かちみ園)</td> <td>3,219.39平方メートル</td> </tr> <tr> <td>車椅子用駐車場</td> <td>37.96平方メートル</td> </tr> <tr> <td>厨房・機械室棟</td> <td>829.40平方メートル</td> </tr> <tr> <td>園芸・農作業棟</td> <td>121.00平方メートル</td> </tr> <tr> <td>ゴミステーション</td> <td>12.00平方メートル</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>30.80平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方                      鳥取市伏野2259番地43                      社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 山本 光範</p> <p>(3) 処分予定価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処 分 予 定 価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>53,822,000円</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td>433,178,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	鳥取市鹿野町今市1078番ほか38筆	41,365.33平方メートル	建 物	北棟(かちみ園)	3,378.25平方メートル	南棟(第二かちみ園)	3,219.39平方メートル	車椅子用駐車場	37.96平方メートル	厨房・機械室棟	829.40平方メートル	園芸・農作業棟	121.00平方メートル	ゴミステーション	12.00平方メートル	倉庫	30.80平方メートル	種 類	処 分 予 定 価 格	土 地	53,822,000円	建 物	433,178,000円
種 類	所 在 地	数 量																										
土 地	鳥取市鹿野町今市1078番ほか38筆	41,365.33平方メートル																										
建 物	北棟(かちみ園)	3,378.25平方メートル																										
	南棟(第二かちみ園)	3,219.39平方メートル																										
	車椅子用駐車場	37.96平方メートル																										
	厨房・機械室棟	829.40平方メートル																										
	園芸・農作業棟	121.00平方メートル																										
	ゴミステーション	12.00平方メートル																										
	倉庫	30.80平方メートル																										
種 類	処 分 予 定 価 格																											
土 地	53,822,000円																											
建 物	433,178,000円																											

鳥取県立鹿野かちみ園等の譲渡先審査結果について

平成 30 年 8 月 22 日

障がい福祉課

鳥取県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の譲渡先法人の適格性について、次のとおり審査を実施した。

1 対象法人（応募法人）

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 山本 光範（鳥取市伏野 2-2-59 番地 4-3）

2 県としての評価

(1) 評価方法

審査項目ごとに応募書類及び追加資料により審査を行った。

審査項目	事業計画書等	適否 評価点
<p><b>1 管理運営方針</b> 障害者支援施設の運営に対する意欲及び経営理念に基づく法人運営、施設運営が期待できるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で 8 施設（鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園含む）を運営し、知的障がい、発達障がい、精神障がい、身体障がいのある方、行動障がいがある方、重度化・高齢化等により手厚い支援を必要とする方など様々な方を受け入れ、その人に合った接し方、環境調整などを図りながら、家庭的な雰囲気の中で安心して暮らせる住まいの場を提供するとともに、本人の意思を尊重しながら自立に向けた日中活動を提供することを運営方針としている。</li> <li>・外部から様々な専門職を招聘して助言や指導も受けながら、それぞれの障がいの特性の理解を深め、支援技術の向上に取り組んできたところ。</li> <li>・従来から町内行事等を地域と協同行い、地域に根差した運営を行ってきた。引き続き、地域に信頼される施設づくりを進めていきたい。</li> </ul>	<p>適</p>
<p><b>2 適切な利用者処遇</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より優れたサービス提供の実現性</li> <li>・事故事件の防止措置と緊急時の対応</li> <li>・個人情報等管理体制</li> </ul>	<p>より優れたサービス提供の実現性</p> <p>【障がい特性に応じた処遇の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介助高齢知的障がい者支援は「介護予防」と「生きがいづくり」を重視。個々に高齢化度をアセスメントし、それぞれに合った日中活動の提供や生活形態の見直しに活用している。</li> <li>・強度行動障がい者支援は、「構造化」や「応用行動分析」などの専門的手法を用い医療と福祉が連携しチームで継続的に実施。</li> </ul> <p>【利用者の意思・人格尊重】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活・社会生活における各場面で利用者の意思を尊重（意思表示できない方は、意思や選考を推定）することを基本とし、その意思が反映された個別支援計画に基づきサービスを提供。</li> <li>・日常生活においては、食事、衣類、入浴、外出、日中活動など、複数の選択肢を用意。言語による意思表示が困難な場合、写真や絵カードなどを用意し選択できるよう工夫。</li> </ul> <p>【社会参加・自立の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各圏域で障害者支援施設を運営。それぞれに、グループホーム、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターを近隣で運営。施設入所者が地域移行や就労移行を希望されるときは、法人内の社会資源も選択肢の一つとして検討してもらうことが可能。どこを選択されても法人が様々なバックアップ体制をとることができる。</li> <li>・町内の夏祭りや地区の運動会、道路等の地域の美化、清掃活動、高齢者施設との交流、地元小学校行事への参加等を実施。</li> </ul> <p>【家庭的な環境の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの場としての家庭的な環境を提供するため、10名程度を1ユニットとし各ユニットごとに「寝室」「お茶の間」「家庭浴槽」を配置</li> <li>・ユニットごとに職員を固定配置し、利用者と職員が一つの家族のような存在となるべく努めている。</li> </ul>	<p>30点 /30</p>

	<p>事故事件の防止措置と緊急時の対応</p> <p>【火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事の際、法人内施設間において、救助体制や物資支援等の連携・協力体制を構築している。被災施設に他施設から職員や、避難車両、物資等の供給が円滑に行える。</li> <li>・災害、事件等の発生時に備えて、行政機関、警察・消防、地域の関係機関と事前に応援要請の調整をしており、万全な体制の確立に努めている。</li> </ul> <p>【利用者の苦情等トラブルの未然防止、対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人、各施設に第3者委員を含む苦情解決委員会を設置し、苦情の早期解決に向けて組織的な対応に努めている。</li> <li>・アンケートの実施や意見箱の設置、保護者会等での聞き取りなどで意見、要望等を常時、受け付けている。</li> </ul> <p>【直接処遇における事故防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクマネジメント委員会を設置し、ヒヤリハットの記録・検証を実施。</li> <li>・かちみ園においては、高齢・病弱者、強度行動障がい者、それぞれに特化したリスクマネジメントを実施。</li> </ul> <p>管理体制</p> <p>【個人情報の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が制定した個人情報保護規程、マイナンバー取扱規程及び各施設で規定する具体的な管理方法等により適切に取得・管理している。</li> </ul> <p>【情報公開の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表、活動状況及び経理状況等、公表が義務付けられている事項のみならず、幅広くホームページ、広報誌等により情報公開・発信に努めている。また、法人が制定する情報公開規程に基づき情報開示も実施している。</li> </ul> <p>【外部委託の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備の維持管理に必要な保守点検等のみ外部委託している。利用者処遇に直接影響のある業務の委託は考えていない。</li> </ul> <p>【福祉サービス第三者評価の受審】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内他施設は3年に1度受審している。かちみ園は毎年度、受審しているが譲渡を受けた場合は、同様に3年に1度の受審とする。</li> </ul>	
3 適切な職員の確保及び人材の育成	<p>運営移管に必要な職員の確保の実現性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、指定管理者として運営しており人員配置は現状を維持する計画。</li> </ul> <p>職員の資質向上の取組の適合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針の一つに「豊かな人間性と高い専門性を備えた人材の育成」を掲げ、その実現を図るため職員研修事業実施要綱を定め、実施に取り組んでいる。</li> <li>・年度当初に重点テーマと研修計画を定め、年度末に評価・反省を実施。</li> <li>・専門性を高める外部研修も積極的に参加させている。</li> </ul>	30点 /30
4 財政基盤 財政基盤の安定性	<p>社会福祉法人の短期安定性を示す指標である流動比率や長期持続性を示す純資産比率などは健全な値であり、収益性も長期にわたって維持している。ただし、今後、平成17年に県から譲渡を受けた施設の建替えが続くため、やや数値が下降傾向にある。</p>	16点 /20
5 監査指摘	<p>平成28年度に不適切な身体拘束事案があり、施設設置者の当県から指定管理者に対し原因究明と再発防止を求めた。平成29年度中に改善されたことを確認している。その他の指摘事項は軽微なもので、速やかに改善されている。</p>	6点 /10
6 社会的責任の遂行状況 障がい者雇用状況	<p>障がい者の雇用率は2.96%（法定雇用率 民間2.2%、国等2.5%）（「鳥取県における平成29年「障害者の雇用状況」集計結果」（H29.12.12鳥取労働局発表）によると民間企業＞医療・福祉の分野全体の障がい者の雇用率は2.43%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の雇用数 精神8名 知的5名 身体10名 計23名</li> </ul>	10点 /10
7 購入希望金額	<p>提案価格は最低提案価格（財産評価審議会答申の額）487百万と同額</p>	20点 /20
評価点 合計		112点 /120

(2) 審査結果

譲渡先としての適格性があると認められる。

＜参考＞有識者からの意見聴取

- (1) 開催日 平成30年8月22日(水)
- (2) 開催場所 鳥取県庁本庁舎地階第6会議室
- (3) 有識者

氏名	所属及び役職名
吉田 高文	公立大学法人公立鳥取環境大学 教授
小谷 誠	小谷昇事務所 税理士
八渡 和仁	社会福祉法人和 常務理事
河内 富裕美	鳥取市基幹相談支援センター 相談支援専門員

(4) 有識者による評価結果

審査項目1～4について意見聴取し、いずれの項目についても「適」との意見であった。

(5) 有識者からの主な意見

(運営方針等)

- 長年の運営実績があり引き続き良好な運営が期待できる。事業団の中でも最も規模の大きな施設となる。中心施設として、がんばってもらいたい。
- これまで運営してきた経験、実績から問題ないと思う。
- 厚生事業団はマニュアル、規程などが整備されており運営は問題ない。

(社会参加・自立促進について)

- 社会参加については、鹿野町の施設として数多くの行事に参加したり一緒に活動する機会をつくり、またグループホームも同様に、地域の中に溶け込んで生活されており評価できる。

(人員配置・確保関係)

- 法人全体で適正な人員配置を行っている。
- 現在の人員配置を維持する計画で問題ないと思う。
- (一般的な問題として)近年、福祉の職場はどこも人材不足が課題。人材確保については今後も努力が必要。

(人材育成関係)

- 研修体制は充実している。
- 研修については施設内外問わず、数多くの研修を実施、受講されており評価できる。

(利用者の処遇関係)

- より優れたサービス提供の実現に期待している。

(財政基盤関係)

- 財務面も心配ない。

条 例 名 等	財産の処分 (皆生尚寿苑) について																															
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      県立社会福祉施設の見直しに伴い、皆生尚寿苑を平成31年3月31日限りで廃止し民営化するため、その土地及び建物を処分しようとするものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>米子市新開一丁目 1393番1ほか 19筆</td> <td>8,997.27平方メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">建 物</td> <td>本体</td> <td>2,296.88平方メートル</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>101.92平方メートル</td> </tr> <tr> <td>物置場</td> <td>28.00平方メートル</td> </tr> <tr> <td>E Vホール</td> <td>52.50平方メートル</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>6.80平方メートル</td> </tr> <tr> <td>車庫・倉庫</td> <td>54.00平方メートル</td> </tr> <tr> <td>自転車置場</td> <td>8.98平方メートル</td> </tr> <tr> <td>居室等</td> <td>1,769.71平方メートル</td> </tr> <tr> <td>地域交流室</td> <td>91.22平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方                      米子市大崎1511番地1                      社会福祉法人真誠会 理事長 小田 貢</p> <p>(3) 処分予定価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処分予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>103,106,000円</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td>95,294,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	米子市新開一丁目 1393番1ほか 19筆	8,997.27平方メートル	建 物	本体	2,296.88平方メートル	集会室	101.92平方メートル	物置場	28.00平方メートル	E Vホール	52.50平方メートル	便所	6.80平方メートル	車庫・倉庫	54.00平方メートル	自転車置場	8.98平方メートル	居室等	1,769.71平方メートル	地域交流室	91.22平方メートル	種 類	処分予定価格	土 地	103,106,000円	建 物	95,294,000円
種 類	所 在 地	数 量																														
土 地	米子市新開一丁目 1393番1ほか 19筆	8,997.27平方メートル																														
建 物	本体	2,296.88平方メートル																														
	集会室	101.92平方メートル																														
	物置場	28.00平方メートル																														
	E Vホール	52.50平方メートル																														
	便所	6.80平方メートル																														
	車庫・倉庫	54.00平方メートル																														
	自転車置場	8.98平方メートル																														
	居室等	1,769.71平方メートル																														
	地域交流室	91.22平方メートル																														
種 類	処分予定価格																															
土 地	103,106,000円																															
建 物	95,294,000円																															



鳥取県立皆生尚寿苑売却に係る資格審査結果について

平成30年7月26日

長寿社会課

鳥取県立皆生尚寿苑売却に係る譲渡先法人の資格審査として、次のとおり審査を実施した。

1 対象法人（応募法人）

社会福祉法人真誠会 理事長 小田 貢 所在地：米子市大崎 1511 番地 1

2 県としての評価

(1) 評価方法

審査項目ごとに応募書類及び追加資料により審査を行った。

審査項目	応募法人の考え	適否
1. <u>管理運営方針</u> ・養護老人ホームの運営に対する意欲及び経営理念に基づく法人運営、施設運営が期待できるか。	・老人福祉法における養護老人ホームの設立趣旨を理解し、措置施設としての措置権者の行政行為を認識し、常に公平な利用となるよう管理運営を行う。 ・施設が明るく家庭的な雰囲気有し、利用者が健康で安心した生活ができるよう、職員の支援・介護技術の向上に努める。 ・同一法人で特養、老健、サービス付き高齢者向け住宅等を設置しており、皆生尚寿苑の入所者の状況に応じて最適な施設へ移るよう支援できる。	適
2. <u>適切な入所者処遇</u> ・より優れたサービス提供の実現性 ・事故事件の防止措置と緊急時の対応 ・個人情報等の管理体制	・相談窓口機能が重要であると考えており、他施設でも導入している生活相談員等のコンシェルジュを皆生尚寿苑でもオープンスペースに常駐し、利用者・家族の相談にすぐに対応する。 ・給食について地元産の食材を利用し、他施設でも入所者が美味しいと提供している食事を提供する。 ・災害時に携帯電話が利用できない場合を想定し、各施設に衛生携帯電話を設置しており、本部との情報伝達を速やかに行うことが可能である。 ・リスクマネジメント対策委員会を毎月1回開催しており、事故防止の徹底等を周知徹底している。	適
3. <u>適切な職員の確保及び人材の育成</u> ・運営移管に必要な職員の確保の実現性 ・職員の資質向上に向けた取組の適合性	・現在の指定管理者の職員で、引き続き皆生尚寿苑での勤務を希望する職員については継続雇用する方針である。 ・平成29年度の新規事業所開設の際も50人の職員を確保した実績があるため、新規採用職員の確保に関しても不安はない。 ・全職員に介護事故、感染予防に関する研修などを実施する他、新規採用職員研修、中堅職員研修など採用に合わせて研修を実施する。	適
4. <u>財政基盤</u> ・財政基盤の安定性	・平成29年度に4つの新規事業所を開設するにあたり、職員を研修等のために前倒して平成28年度から採用していたことから、赤字収支の年度があるが、その新規事業所も平成30年4、5月の収支は黒字であり、平成30年度全体の収支も黒字となる見込みである。	適
5. <u>監査における指摘</u>	・法人監査の指摘は受けているがいずれも軽易な指摘であり、改善が確認されている。また、施設監査について文書指摘事項は0件であり、各施設の運営は適切に実施されている。	適
6. <u>社会的責任の遂行状況</u> ・障がい者雇用の状況	・応募時点で法定雇用率は達成していないが、本年度中に知的障がい者を1名雇用すること、他にも新規採用職員の目途があるため平成31年度中には達成する見込みである。	適

(2) 審査結果

入札参加資格の適格があると認められる。

<参考>有識者からの意見聴取

- (1) 開催日 平成30年7月26日(木)
- (2) 開催場所 鳥取県庁本庁舎地階第6会議室
- (3) 有識者

氏名	所属及び役職名
吉田 高文	公立大学法人公立鳥取環境大学 教授
小谷 誠	小谷昇事務所 税理士
田中 恵理	社会福祉法人福生会三喜苑 介護支援専門員
石田 浩朗	鳥取中央地域包括支援センター 社会福祉士

※石田氏については当日欠席のため事前に別途意見を伺った。

(4) 有識者による評価結果

審査項目1～4について意見聴取し、いずれの項目についても「適」との意見であった。

(5) 有識者からの主な意見

○施設の老朽化や、度重なる改築により迷路のようにになっていること、入所者にかかる課題等は認識しているのか。

(県回答) 公募の際に現地を視察しており、気になる点も確認している。入札で決定後は十分な引継ぎ期間を設けて、引継ぎを実施する。

○現在の職員のうち、どれくらいの割合が継続雇用となるのか。

(県回答) 事業者の決定後に、現行の指定管理者と事業者との話し合いの場で決まるため不確定。ただし、真誠会としては継続雇用が優先だが、全員が継続雇用を断っても必要人員すべてを確保できる考えである。

○監査等で指摘されている項目については問題ないか。

(県回答) 福祉監査指導課が実施している法人監査で指摘されている点について改善が確認されている。老人福祉法に基づく施設ごとの監査では文書指摘などの違反はなく、各施設の運営は適切に実施されている。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立福祉人材研修センター）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要          (1) 公の施設の名称          鳥取県立福祉人材研修センター</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市伏野1729番地5          社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会          会長 藤井 喜臣</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由          福祉人材研修センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：指名</p>

# 鳥取県立福祉人材研修センター指定管理候補者の選定について

平成30年8月16日

鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者について、鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次の法人を指定管理候補者として選定した。

## 1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 鳥取市伏野1729番地5 会長 藤井 喜臣

## 2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

## 3 委託料の額

191,257,000円（債務負担行為額 191,257,000円）

〔参考〕単年度委託料の額 平成31年度37,973,000円

平成32年度以降38,321,000円

※平成31年度実施予定の消費増税分を加味しているため。

## 4 選定理由

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

## 5 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

### (1) 審査委員

氏名	所属等
石田 浩朗（委員長） <small>いしだ ひろあき</small>	鳥取中央地域包括支援センター 社会福祉士
吉田 高文（委員） <small>よしだ たかみ</small>	公立大学法人公立鳥取環境大学 教授
小谷 誠（委員） <small>こたに まこと</small>	小谷昇税理士事務所 税理士
田中 恵理（委員） <small>たなか えり</small>	社会福祉法人福生会三喜苑居宅介護支援事業所 管理者
宮本 則明（委員） <small>みやもと のりあき</small>	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長

### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 平成30年6月6日（水）

・鳥取県立福祉人材研修センターの概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 平成30年8月7日（火）

・面接審査後、審査基準に照らした審議

### (3) 審査基準

	審査基準	審査項目及び内容	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理運営の基本的な考え方 ・施設の設置目的を理解しているか ・管理運営の方針は適切か	なし（必須項目） ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ・サービスの向上策、利用促進等の周知・広報 ○施設の維持・管理の適切性 ・開館時間・休館日、利用料金等 ・利用者の快適・安全な利用、施設の長期安定利用のための維持管理は適切か	55

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止</li> <li>・緊急時の体制・対応は適切か</li> <li>・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</li> </ul> </li> <li>○個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護への対応は十分か</li> <li>・情報の公開への対応は十分か</li> </ul> </li> <li>○利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か</li> </ul>	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収支の見積もり、考え方は適切なものか</li> <li>○支出計画の見通しは適切か</li> </ul>	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の組織・職員の職種等は適切か</li> <li>・日常の職員配置は適切か</li> <li>・人材育成は適切か</li> </ul> </li> <li>○団体の財政基盤・経営基盤は安定しているか</li> <li>○関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか</li> <li>○社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者を雇用しているか</li> <li>・男女共同参画推進企業であるか</li> <li>・ISO14001、TEAS I種又はII種認証登録事業者であるか</li> </ul> </li> <li>○管理運営実績評価</li> </ul>	21
5	ネーミングライツに関すること (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案があるか	4

#### (4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した管理運営が期待できる。</li> <li>・公の施設としての性格を認識しており、利便性、広報の具体案も示されている。</li> </ul>
2 (55点)	適 (34.00点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の対応と変わっていないが、ほぼ体制は整っている。</li> <li>・利用促進や利用料金収入の増加を図る工夫がほしい。</li> <li>・福祉体験交流プラザの福祉用具展示に関して、お金がかからない方法で業者に偏りがないよう、利用者の興味が生まれるような展示を期待。</li> <li>・今後5年間で築20年が経過するため、保守について計画的な管理運営が必要。</li> <li>・利用促進の取組は結果につながっており評価できる。</li> <li>・サービスの向上策に具体案があり、開館休館日も現状通りで問題ない。</li> <li>事故対策、要望把握も具体案がある。</li> </ul>
3 (20点)	適 (12.00点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減等の計画・努力が認められる。</li> </ul>
4 (21点)	適 (13.10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用率を上げてほしい。</li> <li>・職員体制は実績に基づき妥当。</li> </ul>
5 (4点)	— (0.00点)	ネーミングライツの提案なし。
総合評価 (100点)	適 (59.10点)	・鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

※点数は、委員5名の平均

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国)について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要          (1) 公の施設の名称          鳥取県立鳥取砂丘こどもの国</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市相生町四丁目411番地          一般財団法人鳥取県観光事業団          理事長 衣笠 克則</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由          鳥取砂丘こどもの国の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>

## 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国指定管理候補者の選定について

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）の指定管理候補者について、鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次の法人を指定管理候補者として選定した。

### 1. 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町四丁目411番地 理事長 衣笠 克則

### 2. 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

### 3. 指定管理料の額 452,411,000円…（1）（債務負担行為額464,015,000円）

〔参考〕単年度指定管理料の額（（1）÷5年）

平成31年度：89,823,000円、平成32年度以降：90,647,000円

※平成31年度実施予定の消費増税分を加味しているため。

### 4. 選定理由

こどもの国の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において、選定基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

なお、選定に際し、次のとおり付帯意見が出された。

〔選定理由〕

- ・管理運営に対する意欲が非常に伝わってきた。
- ・利用者の声を踏まえた前向きな提案が評価できる。
- ・地域との連携に力を入れており信頼度も高く評価できる。

〔付帯意見〕

- ・既存事業だけでなく、観光を含めた新しい取組も積極的に行っていただきたい。

### 5. 公募の経緯

#### (1) 募集期間(要項等配布から募集締切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から同年8月3日(金)まで(現地説明会 同年7月9日(月))

#### (2) 応募者

・一般財団法人鳥取県観光事業団 (鳥取市 理事長 衣笠 克則)

・株式会社ワールドインテック鳥取 (鳥取市 代表 高井 裕二)

※株式会社ワールドインテック、株式会社エポック、株式会社クラウドイトの共同出資による新規法人。

### 6. 審査委員会の選定経緯

#### (1) 選定委員

氏名	所属等
吉田 高文	鳥取環境大学教授
小谷 誠	小谷昇税理士事務所税理士
石塚 康裕	一般社団法人麒麟のまち観光局事務局長
小嶋 恵美子(委員長)	社会福祉法人浜坂保育園園長
木本 美喜	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成30年6月6日(水)

指定管理者制度及びこどもの国の概要説明並びに募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回選定委員会；平成30年8月9日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議並びに指定管理候補者の選定

## (3) 選定基準

	選定基準	審査の項目	配点
1	<p>平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性 施設の設置目的を理解しているか。 指定管理者を希望する理由は、適切か。 管理運営の方針は、適切か。</li> <li>*平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。</li> </ul>	必須
2	<p>こどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること、及びこどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること (指定手続条例第5条第2号及びこどもの国条例第5条第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容</li> <li>サービスの向上策と利用促進に向けた取組</li> <li>自然とのふれあい、創作・体験活動、親子が学びふれあう機会の提供等施設の設置目的に沿った児童の健全育成に資する事業の充実度</li> <li>事業の実施に係る年間計画等は、適切か。</li> <li>施設等の管理 施設等の維持管理は、適切か。 外部委託の考え方は、適切か。</li> <li>開園時間・料金設定 開園時間及び休園日は、適切か。 利用料金及び利用料金の減免は適切か。</li> <li>事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 火災、盗難、災害等の事故及び事件の防止 緊急時の体制及び対応は、適切か。 利用者の苦情等のトラブルの未然防止と対処方法</li> <li>個人情報保護及び情報公開への対応 個人情報の保護への対応は、適切か。 情報公開への対応は、適切か。</li> <li>利用者等の要望の把握及び対応</li> </ul>	50
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入の見積もり及び考え方は、適切か。</li> <li>支出計画の見通しは、適切か。</li> <li>県の委託料の多寡</li> </ul>	30
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤及び経営基盤は、安定しているか。</li> <li>組織及び職員の配置等 管理運営の組織及び職員の職種等は、適切か。 日常の職員配置は、適切か。 人材の育成の方針及び方法は、適切か。</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 あいサポート企業等の認定等 とっとり子育て隊の登録</li> <li>当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	31
5	<p>その他(指定手続条例第5条第4号)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネーミングライツにかかる提案</li> </ul>	4



(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

区分		一般財団法人鳥取県観光事業団	株式会社ワールドインテック鳥取
選定基準1	審査結果	適	適
	主な意見	・設置目的を理解しており、平等な利用が確保できる。	・設置目的を理解しており、平等な利用が確保できる。
選定基準2 (50点)	審査結果	32.2	33.8
	主な意見	・育児支援イベントの実施、地域との連携がある点が評価できる。 ・ソフト面のサービス向上、他の新規事業に努めて欲しい。 ・現在の実施状況から信頼感がある。	・バードケージの活用等新規事業は魅力的であり評価できる。 ・地域連携は今後の課題である。
選定基準3 (30点)	審査結果	23.4	23.4
	主な意見	・収入の見積もり、考え方、支出計画の見通しは適正である。	・大幅な利用者増を見込んでいるが、どの程度達成できるのか不明確である。
選定基準4 (31点)	審査結果	21.4	13.2
	主な意見	・実際に利用した際の対応等、実績から安心感があると評価された。 ・雇用の継続、職員の技術向上等ソフト面で期待ができる。	・新規法人であり安定性に不透明な部分もある。
選定基準5 (4点)	審査結果	1	0
	主な意見	・ネーミングライツの提案あり	・ネーミングライツの提案なし。
合計(115点)		78.0	70.4

(注) 点数は、委員5名の平均点である。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (8) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について (平成30年9月4日専決)
提出理由及び概要	<ol style="list-style-type: none"><li>1 提出理由 健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li><li>2 概要 一部負担金の額について定めた規定中引用する健康保険法施行令の条項を改める。</li><li>3 施行期日 公布の日から施行する。</li></ol>

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ホ若しくは<u>ハ</u>の規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくは<u>ニ</u>の規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成30年9月7日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年9月7日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  甲 兵庫県美方郡新温泉町 個人  乙 島根県松江市白瀉本町63  山陰総合リース株式会社 代表取締役 山本 陽一郎</p> <p>(2) 和解の要旨  県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金190,958円を甲に、267,390円を乙に、それぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成29年8月28日</p> <p>イ 事故発生場所  鳥取市伏野地内</p> <p>ウ 事故の状況  鳥取県東部福祉保健事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ左折進入しようとした際、道路を右方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・損害賠償金 190,958円  うち、保険支払額 160,958円、県費支出額 30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）  ・県側車両損害額 267,390円  うち、相手方からの賠償額 46,072円、県実質負担額 221,318円</p>